

指定介護老人福祉施設  
入所契約書

社会福祉法人 白日会  
特別養護老人ホーム 照古苑

## 指定介護老人福祉施設入所契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人白日会（以下「事業者」という。）とは、事業者が運営する特別養護老人ホーム照古苑（以下「照古苑」という。）の施設サービス利用に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

### 第1章 総則

#### （契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護老人福祉施設サービスを提供します。

#### （契約期間）

第2条 この契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、かつ利用者が要介護認定の更新で要介護者と認定された場合、契約は次の認定有効期間まで自動的に更新されるものとします。

#### （施設サービス計画の作成及び変更）

第3条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させるものとします。

- （1）利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、利用者の望む生活を達成するための目標及び時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。施設サービス計画について利用者に対して説明し、同意を得、交付します。
- （2）事業者は、要介護認定有効期間（通常6ヶ月）に1回、または必要に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者との協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- （3）事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### （介護保険給付対象サービス）

第4条 利用者が利用できるサービスの種類は「重要事項説明書」のとおりです。

- 2 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設サービス計画に沿って利用者に対する入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

#### （介護保険給付対象外サービス）

第5条 事業者は、利用者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- （1）食事の提供

- (2) 居室の提供
  - (3) 利用者が選定する特別な食事の提供
  - (4) 利用者に対する理美容サービス
  - (5) 別の定めに従って行う利用者の貴重品管理
  - (6) 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
  - (7) 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等
- 2 前項のサービスの費用負担が必要なものについては、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 3 第1項の費用の額は「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 4 事業者は第1項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

## 第2章 サービスの利用と料金の支払い

### (サービス利用料金の支払い)

- 第6条 利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。
- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、利用者は日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く。)を事業者に支払うものとします。
- 4 前項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月の20日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

### (利用料金の変更)

- 第7条 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。
- 2 利用者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 5 前2項の変更があった場合は、利用者及び代理人に事前に通知するものとします。
- 6 利用者及び代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第3章 事業者の義務等

(事業者及びサービス従事者の義務)

第8条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救助その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、利用者に対する介護老人福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(身体拘束の禁止)

第9条 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

- 2 前項に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、施設は利用者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとします。

(個人情報保護の遵守)

第10条 事業者、サービス従事者又は従業員は(介護老人福祉)サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する個人の情報は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めるところにより適正な取扱いを遵守します。この取扱いの遵守は本契約が終了した後も継続するものとします。

- 2 事業者は、取得した個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの)及び個人データ(個人データベース等を構成する個人情報)は、利用者又はその家族の同意を得て、その利用目的を特定して取り扱います。また、その利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有する範囲内で行います。
- 3 施設は、個人情報を取得した場合は、予めその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を利用者又はその家族に通知するものとします。

#### 第4章 利用者の義務

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第11条 利用者は、居室及び供用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 利用者はサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護に

ついて、十分な配慮をするものとします。

- 3 契約者は照古苑の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室の又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

## 第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

- 第12条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責めに帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める個人情報保護の遵守に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められ場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

- 第13条 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
  - (2) 利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
  - (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
  - (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 第14条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、利用者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## 第6章 契約の終了

（契約の終了事由）

- 第15条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところ

るに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- (3) 要介護認定において、要介護1又は2と認定されたもので、特例入所の要件に該当しないと認められる場合
- (4) 事業者が解散命令を受け、破産した場合又はやむを得ない事由により照古苑を閉鎖した場合
- (5) 施設の滅失や重大な殺損によりサービスの提供が不可能になった場合
- (6) 照古苑が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (7) 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(利用者からの中途解約等)

第16条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 利用者は、第15条第3項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 利用者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意思を確認するものとします。
- 4 前項において、利用者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 5 第7条第6項の規定は、本条に準用されます。

(利用者からの契約解除)

第17条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める個人情報保護の遵守に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等傷つけ又は、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第18条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- (2) 利用者による第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者、もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- (5) 利用者が介護老人保健施設等に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合

(契約の終了に伴う援助)

第19条 本契約が終了し、契約者が照古苑を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- (1) 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介
- (3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(利用者の入院に係る取り扱い)

第20条 利用者が病院又は診療所に入院した場合、3か月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。ただし、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されているショートステイサービスの居室等をご利用いただく場合があります。

2 利用者が病院又は診療所に入院した後6日以内に退院した場合は、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。ただし、同月内で7日を越える入院であっても所定のサービス利用料金負担は6日分までを上限とします(月をまたぐ場合は最大11日分のサービス利用料金負担となります)。しかし、7日を越える入院であっても、居室が確保されている場合は、所定の居住費を事業者に支払うものとします。

(居室の明け渡し 精算 )

第21条 利用者は、第15条により本契約が終了する場合において、利用者はすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室の明け渡しものとします。

2 利用者は、契約満了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金(重要事項説明書に定める)を事業者に対し支払うものとします。

3 利用者は、第19条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡し義務及び前項の料金支払い義務を負いません。

4 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条第5項を準用します。

(身元引受人)

第22条 利用者の残置物や利用者の利用料等滞納等があった場合に備えて、その残置物一切の引き取り、及び債務の保証人として身元引受人を定めることとします。

- 2 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物や施設への債務等がある場合には身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 3 身元引受人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物の引き取り、及び1ヶ月以内にその他の債務を履行するものとします。ただし、身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。その場合には、事業者が合理的事情であると判断した場合に限り、期限を延期することがあり得ます。
- 4 事業者は、前項ただし書の場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、事業者の判断に基づき当該残置物を強制的に身元引受人に引き渡すか、事業者が処分するものとします。ただし、その引き渡し又は処分に係る費用は身元引受人の負担とします。また、その費用について身元引受人からの支払いが行われない場合、及び債務の履行がない場合、事業者は法的手段等により解決を図るものとします。

(連帯保証人)

第23条 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

- 2 前項の負担は、極度額60万円を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

(一時外泊)

第24条 利用者は、事業者の同意を得た上で、概ね1週間以内の期間で、照古苑外で外泊することができるものとします。その場合利用者は外泊開始日の3日前までに事業者に届け出るものとします。

- 2 前項に定める外泊期間中において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担額)を事業者に支払うものとします。

## 第7章 その他

(事故発生時の対応)

第25条 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、代理人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することとします。
- 3 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じ

るものとしします。

(緊急時の対応)

第26条 事業者は、利用者の急変等、緊急時における嘱託医との連携方法、対応方法についてあらかじめ定め、適切な対応を講じるものとしします。

(苦情処理)

第27条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとしします。

(人権の擁護、虐待防止)

第28条 事業者は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、マニュアルを整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うと共に、従事者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

(業務継続計画の策定等)

第29条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者へのサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に沿って必要な措置を講じます。

従事者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施します。業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更します。

(協議事項)

第30条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、誠意をもって協議するものとしします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者が記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとします。

令和 年 月 日

(利用者)

私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。  
また、第10条第3項に定める個人情報の使用について、同意します。

利用者 住 所  
氏 名 印

(代理人)

私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

代理人 住 所  
氏 名 印  
本人との続柄 ( )

(身元引受人及び連帯保証人)

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受人及び連帯保証人としての責任について理解しました。

身元引受人及び連帯保証人  
住所  
氏名 印  
利用者との関係 ( )

(家族代表)

私は、第10条3項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

家族代表 住 所  
氏 名 印

(事業者)

私は、利用者の申込みを受託し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任を持って行います。

事業者 住 所 熊本県宇土市南段原町161番地2  
事業者名 社会福祉法人白日会  
代表者名 理事長 荒木美智子 印

事業所の住所 熊本県宇土市南段原町161番地2  
事業所名 特別養護老人ホーム照古苑